

筑前海区漁業調整委員会指示第 212 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 7 年 1 月 7 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜 4 丁目地先及び福岡市西区豊浜 1 丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約 20 メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯 33 度 35.476 分 東経 130 度 20.720 分（世界測地系）

イ点 北緯 33 度 35.463 分 東経 130 度 20.467 分（世界測地系）

ウ点 北緯 33 度 35.147 分 東経 130 度 20.468 分（世界測地系）

エ点 北緯 33 度 35.109 分 東経 130 度 20.614 分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯 33 度 35.728 分 東経 130 度 21.382 分（世界測地系）

カ点 北緯 33 度 35.825 分 東経 130 度 21.328 分（世界測地系）

キ点 北緯 33 度 35.771 分 東経 130 度 21.063 分（世界測地系）

ク点 北緯 33 度 35.767 分 東経 130 度 20.786 分（世界測地系）

ケ点 北緯 33 度 35.665 分 東経 130 度 20.768 分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯 33 度 35.863 分 東経 130 度 21.710 分（世界測地系）

サ点 北緯 33 度 35.934 分 東経 130 度 21.626 分（世界測地系）

シ点 北緯 33 度 35.849 分 東経 130 度 21.414 分（世界測地系）

ス点 北緯 33 度 35.757 分 東経 130 度 21.461 分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで